

福島町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 福島町

事 業 名 : 福島町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 26 年 4 月 1 日	計画給水人口	3,800	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	3,392	人
		有収水量密度	0.029	千m ³ /ha

② 施設

水 源	岩部浄水場 表流水(岩部川水系岩部川)		3,319 m ³ /日		
	美山浄水場 表流水(吉岡川水系吉岡川)		557 m ³ /日		
取水量計			3,876 m ³ /日		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	66,218 導水管 0.273 送水管 3.360 配水管 62.585	千m
	配水池設置数	3			
施 設 能 力	3,770 m ³ /日		施 設 利 用 率	27.8	%

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金は、その使用目的に応じて家事用、営業用、団体用(1種・2種)、工場用、浴場用、船舶用、臨時用、演習用の7種類の用途に区分し、それぞれに定める基本水量と基本料金、超過料金を徴収している。 家事用は、営業用、団体用等と比較して基本水量を少なく設定し、使用水量の少ない少人数世帯に配慮するとともに、住民の節水努力が水道料金としても報われるよう努めている。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 4 年 4 月 1 日 (家事用基本料金の一部改定)

<料金表> 水道料金(令和4年4月1日~)

種 別	用 途	基 本 料 金			摘 要
		基本水量	基本料金	超過料金 1立方メートルにつき	
専用共用	家事用	0~3 m ³	960 円	—	一般家事用
		4~8 m ³	1,920 円	190 円	
専 用	営業用	20 m ³	4,800 円	190 円	各種営業用
	1種団体用	20 m ³	4,800 円	350 円	官公署・学校・会社・病院・集会所
	2種団体用	20 m ³	4,800 円	420 円	町長の指定する団体
	工場用	20 m ³	4,800 円	150 円	製氷・その他各種製造工場
	浴場用	100 m ³	9,600 円	120 円	公衆浴場法による営業用
	船舶用	1 m ³	210 円	210 円	船舶用
	臨時用	10 m ³	9,600 円	570 円	建設工事その他臨時用
私設消火栓	演習用	1回10分毎	500 円	—	

④ 組織

令和5年4月1日現在の組織体制を以下に示す。

組織・役職	職員数	備考
事業管理者	—	町長(地方公営企業法第7条)
課長	1人	建設課として1人
課長補佐	1人	水道技術管理者、係長兼務
係員	2人	1人は別係と兼務
会計年度任用職員	1人	建設課として1人
計	2人	兼務職員他除く
平均年齢	39.5歳	

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 人員の削減と民間活用

表流水取水堰2施設、緩速ろ過処理の浄水場2施設と配水池3池の運転管理、維持管理を町の職員が直営で行っている。設備点検や緩速ろ過池のろ過砂の洗浄など一部作業、検針及び集金業務を民間委託している。また、料金や施設の監視をシステム化することにより人員を削減している。

職員は当初6名で対応していたが、建設課との兼務とすることなどにより庁内での水平的な人員活用を行い、現在は2名で対応している。

② 施設の統廃合

一般平面図に示すように、岩部浄水場と美山浄水場の2カ所の浄水場で処理しており、両浄水場は位置的に大きく離れている。浄水場に隣接する岩部配水池、美山配水池から対象とする給水区域へ自然流下配水している。

現状の一日平均配水量は $1,100\text{m}^3/\text{日}$ ～ $1,300\text{m}^3/\text{日}$ 程度であるものの、夏場のピーク時には $2,000\text{m}^3/\text{日}$ ～ $4,000\text{m}^3/\text{日}$ の給水量となる。このことから、水量と給水区域の両面において2カ所の浄水場を維持していく必要があり、浄水場・配水池の統廃合はできない。

千軒地区については、市街地部からの距離が離れており送水ポンプ場、配水池等の施設を廃止することは困難である。

③ 広域化の取組(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)

町内においては、1事業体に1水道事業として当初より運用しており、良質な水源を緩速ろ過処理にて浄水処理を行うことや自然流下配水を行うことにより効率的な事業運営を行っている。

広域化の取組に関しては、周辺事業体の木古内町と知内町が平成30年度から水道施設の運転・維持管理共同発注を行っている。本町においては現時点において、周辺事業体との広域化の取組のメリットは少ないため、前記の共同発注への参画は行っていない状況である。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙、経営比較分析表のとおり。

経営比較分析表 (令和4年度決算)

北海道 福島町

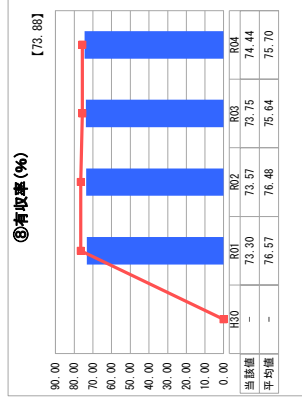
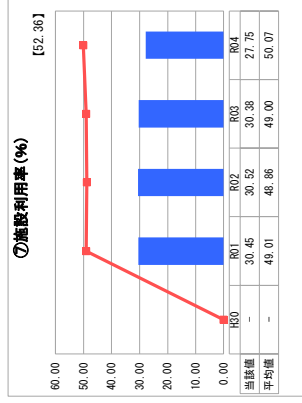
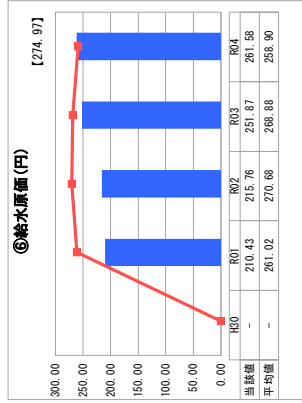
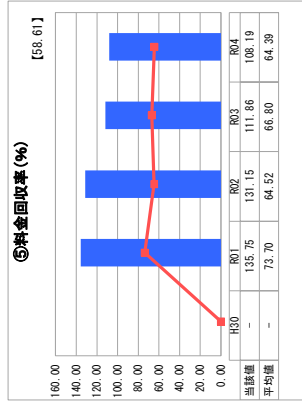
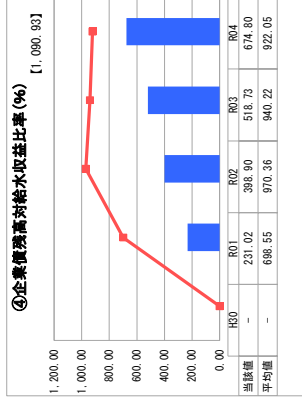
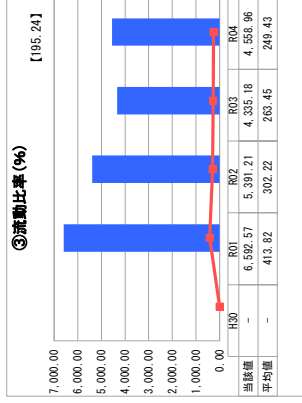
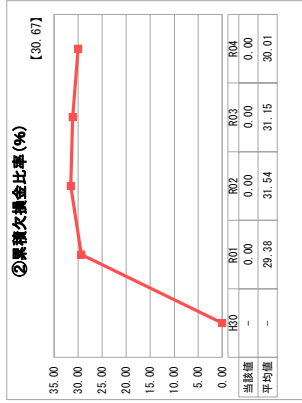
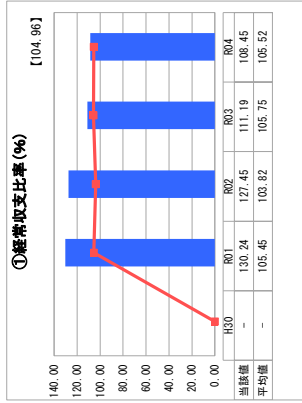
業種名	業種名	事業名	類似団地区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	簡易水道事業	C3	非設置	3,571	187.25	19.07
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)		現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
-	69.18	96.53	5,049		3,392	97.00	34.97

グラフ凡例

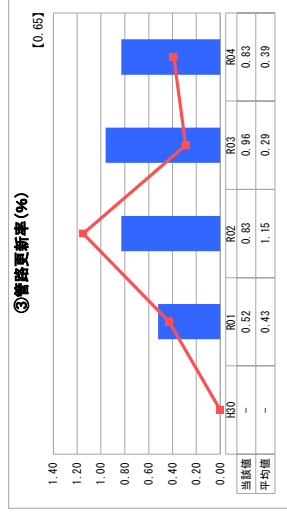
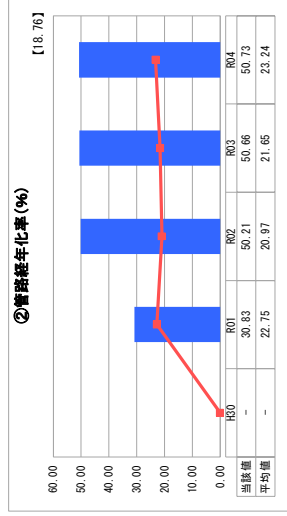
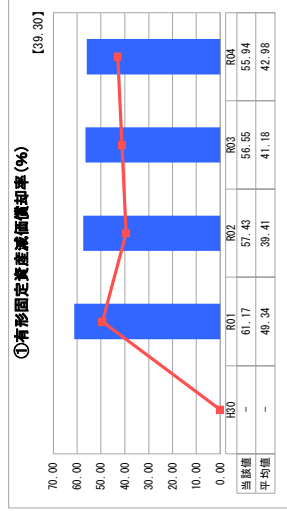
- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経常収支比率及び料金回収率は昨年同様平均値に比べ高い水準となっているが、これは施設の維持費にかかる費用を給水収支で賄うことができていることによるものと考えられる。
 流動比率は高い水準であったが、将来的には人口減少等により料金収入が減少していく見込みとなっており、料金形態の見直しや料金改定について長期的な視点で、より真直的な検討を行う必要がある。
 有収率については、昨年度の値を踏まえ漏水修繕等を行った結果、昨年の73.75%から0.69%増加した。しかしながら、依然として平均値を下回っているため、引き続き漏水調査、修繕工事等を行っていく。

2. 老朽化の状況について
 管路の経年化率については、50.79%と昨年同様の平均値よりも高い水準であり、耐用年数を経過している管路が増加している。現在も緊急性の高い管路から順次更新工事を行っているが、引き続き老朽化の状況に応じた更新工事を行っていく必要がある。

全体総括

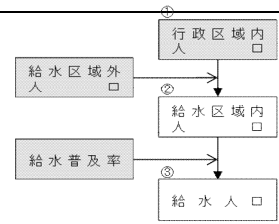
経常収支比率については、累積欠損金や企業負債も低く特に問題は見受けられない。簡易水道事業では国庫補助金や交付税措置などにより、将来的に予定されている水道施設の維持管理や老朽化の更新工事等に係る財源の確保が確保されるため、引き続き中長期的な経営収支の見直しを立上げていく。令和5年度には水道経営戦略の改善がされ、より詳細な収支計画のもとで経営を行うことができると見られる。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

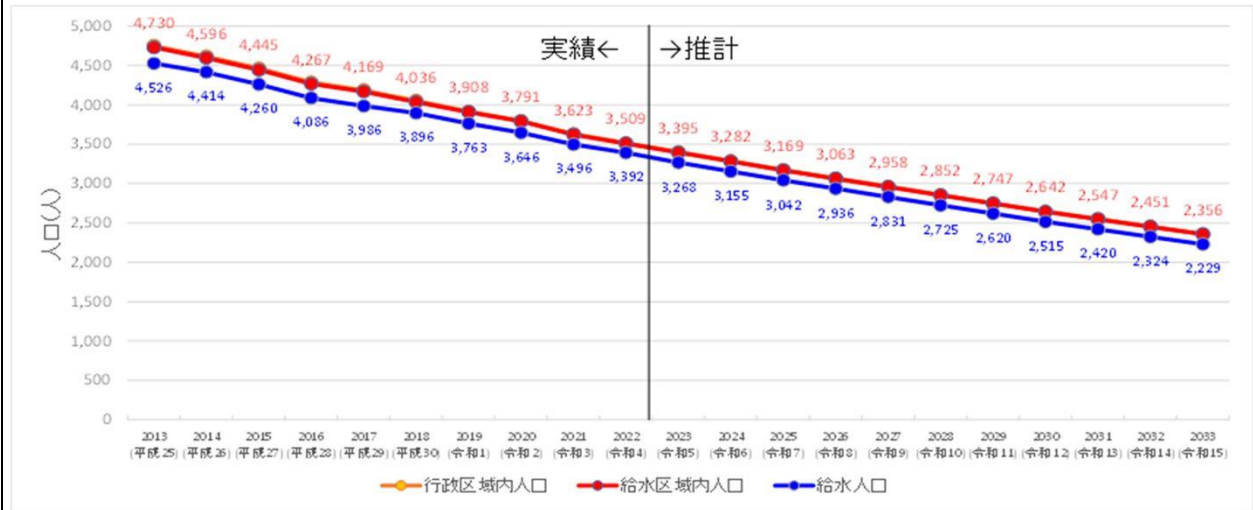
①給水人口の推計手順

給水人口の推計は右図の手順で行った。
 なお、行政区域内人口の将来推計については、「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略(令和4年3月改正)」を用いる。



②給水人口の推計結果

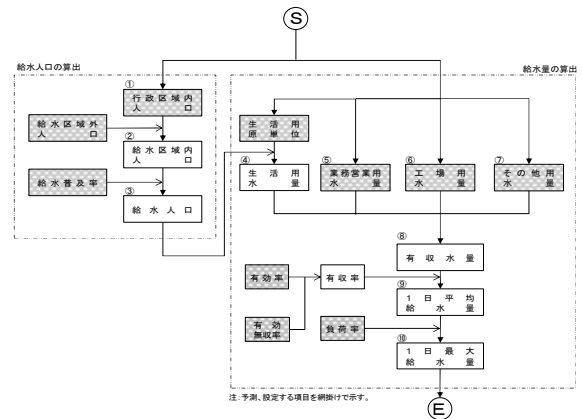
令和15年度までの給水人口の推計結果を以下に示す。
 行政区域内人口の減少に伴い(第2期福島町人口ビジョン・総合戦略)、給水人口も減少する結果となった。



(2) 水需要の予測

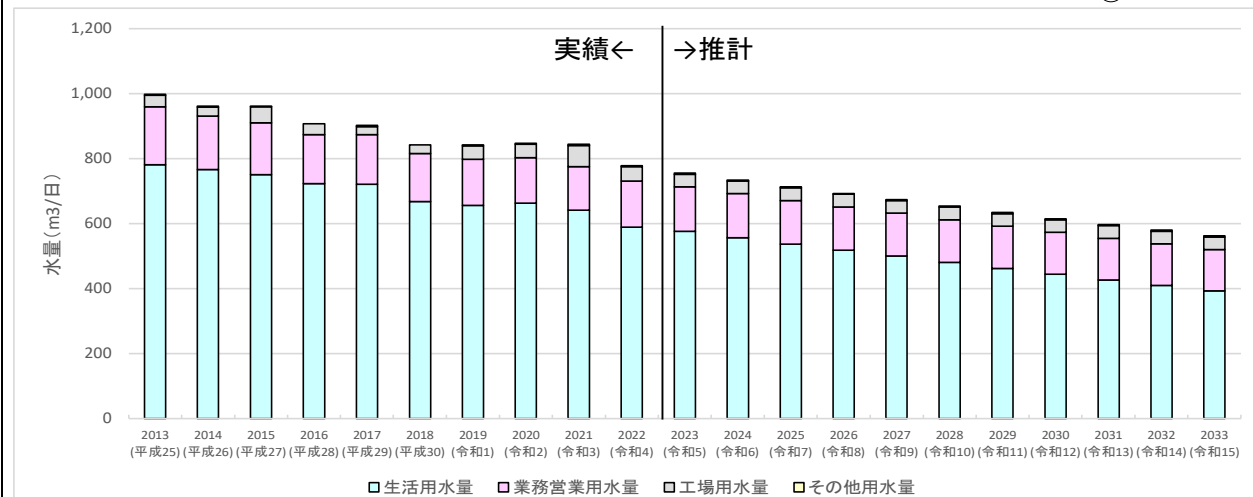
①水需要の推計手順

給水人口の推計は右図の手順で行った。
 福島町水道事業では使用水量を用途別に分類しており、それぞれ予測する方法とした。



②水需要の推計結果

令和15年度までの水需要の推計結果を以下に示す。
 水需要を構成する各用途別水量については、
 生活用:給水人口の減少に伴って減少傾向
 業務営業用:過去10年間のトレンドから減少傾向
 工場用、その他用:今後は横ばいだが水量自体が少ないとなり、料金収入の基となる有収水量は減少傾向が示された。



(3) 料金収入の見通し

① 料金収入の算出方法

将来の料金収入は次式で算出する。

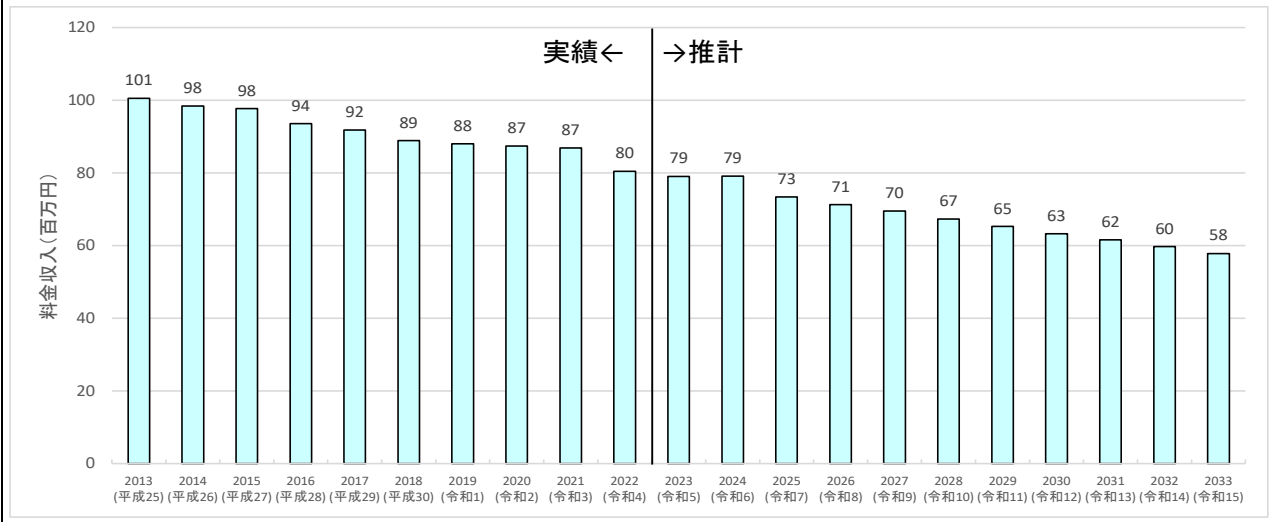
$$\text{料金収入推計値(円)} = \text{年間有収水量推計値(m}^3\text{)} \times \text{供給単価(円/m}^3\text{)}$$

供給単価については、過去10年の平均値281.88円/m³で一定とする(料金改定しない場合)。

② 料金収入の推計結果

前述の有収水量の減少に伴い料金収入の減少が見込まれる。

現在は約80百万円の料金収入は、令和15年度の目標年度には約60百万円へと減少するものと見込まれる。



(4) 組織の見通し

● 組織の見通しについて

福島町の水道事業は建設課が担っており、課長1名、課長補佐(水道管理係長、水道業務係長兼務)1名、水道担当管理係1名、水道担当業務係1名、会計年度任用職員の合計5名が従事している。各浄水場は緩速ろ過処理であるため運転管理は煩雑ではないが、維持管理を直営で行っているため若い世代への技術の継承が必要となる。

また、職員数は少なく、水道事業は24時間365日、突発的な事故にも対応が必要なことから、これ以上の人員削減は避けるべきである。

● 広域的な連携・民間委託について

広域的な連携については、北海道が現在進めている水道事業広域連携(次頁参照)に示す地域別会議などを活用して、周辺事業者との「多様な運営形態の推進」課題に対する意見交換を通じて検討を進めていく。なお、隣接する松前町や知内町とは給水区域が離れており、浄水場間も距離があるため、ハード面での広域的な連携は難しい状況である。このため資機材の共有、水道に関する技術の共有といったソフト面の取組を中心に考えていく。

また、現状では全ての浄水場が緩速ろ過処理であるため、委託するほどの作業量とはならず、浄水場の運転管理や施設点検を町の職員が行っているが、将来的には近隣の事業者と協働で委託するなどの方法により、民間委託の採用について検討していく必要がある。

3. 経営の基本方針

1) 経営理念

福島町水道事業は、今後、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化、異常気象への対応など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、安心して飲むことができる水を、需要者が、いつでも、必要な量を合理的な対価をもって利用できることを基本理念とする。

厚生労働省が新水道ビジョンで示している、50年、100年先を見据えた理想像を基本とし、「安全」、「持続」、「強靱」の3つの理想像を掲げている。経営の安定化については、「持続」の項目の施策となり本経営戦略の基本方針を以下のように設定する。

2) 基本方針

福島町水道事業の新水道ビジョンに示される『安全』、『持続』、『強靱』の理想像に基づく本経営戦略の基本方針を以下にまとめる。

『安 全』 安心して飲める水道

- 浄水場の機能維持(美山浄水場の前処理設備完成に伴い見直し)
浄水場の計画的な設備更新、維持管理により浄水水質の維持に努めます。

『持 続』 いつまでも安定して供給できる水道

- 経営状況の把握と適正料金の設定
収支見直しにより経営状況を把握し適正な料金で供給します。
- 人員体制の確保・管理委託の検討
現状の維持管理体制を確保し、水道施設の運転・維持管理に対する民間委託の検討を行います。
- 効率的な施設整備
現在の施設・設備を可能な限り長期使用し、更新時には水需要の減少を考慮した効率的な更新を行います。
- 需要者への説明責任
経営戦略を公表し、現在の収支の状況や将来の見通しを示すことにより、需要者への説明責任を果たします。

『強 靱』 適切な施設更新

- 老朽管の更新と耐震化
老朽管の更新を進め、更新時に耐震性を確保します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	経年化が進む機械・電気設備や管路を計画的に更新する。
-----	----------------------------

- ・2027(令和9)年度までは、町が「第5次福島町総合計画(後期実施計画・展望計画)」に掲げた施策(老朽管更新等)を計画的に進める。
- ・2028(令和10)年度以降は毎年400百万円を目標とし、その時点での更新の優先度が高い設備・管路を更新する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	厳しい経営状況の中、自己資金を活用することで住民負担を減らす。
-----	---------------------------------

- ・2023(令和5)年度からは「赤字経営」となり、赤字幅は年々拡大するものと見込まれる。
- ・料金収入の不足に対しては、当面、水道事業が保有する利益剰余金等で賄っていくことで、住民負担を減らす。
(目標年度の令和15年度まで自己資金で賄うことができる見込み)
- ・水道事業として経営努力に努め、一般会計繰入金(繰出基準外)が見込まないものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)は最新の令和6年度予算(案)で一定とする。
直近の経費であるため、昨今の物価上昇等は十分に考慮されたものとする。
- ・令和5年度以降の企業借入額については、償還年数40年(据置期間5年)、利率3.0%の元利均等方式で計算する。
利率は直近の「マイナス金利解除」を受け、高い利率としている。
- ・平成31年4月1日付で上水道事業から簡易水道事業へ制度移行し、簡易水道事業における財源でのメリットを有効活用している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	周辺事業者との「多様な運営形態の推進」課題に対する意見交換を通じて検討を進めていく。検討については、資機材の共有、水道に関する技術の共有といったソフト面の取組を中心に考えていく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現状では全ての浄水場が緩速ろ過処理であるため、委託するほどの作業量とはならず、浄水場の運転管理や施設点検を町の職員が行っているが、将来的には近隣の事業者と協働で委託する方法により、民間委託の採用について検討していく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	機械及び装置を中心に経年化が進んでおり、維持管理を通じた長寿命化と計画的な更新を進めていく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現状、類似団体と比較して施設利用率が低い水準であり、将来的な需要動向を把握しながら、必要に応じて検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水量と給水区域の両面において2カ所の浄水場を維持していく必要があり、浄水場・配水池の統廃合はできない。
その他の取組	—

② 財源についての検討状況等

料 金	料金収入の不足に対しては、当面、水道事業が保有する利益剰余金等で賄っていく。
企 業 債	過疎債や簡水債を最大限活用している。また、企業債の借入条件を見直すことで、借入利息の軽減に努める。
繰 入 金	総務省繰出基準「地方公営企業繰出金について」内での繰入金を見込む。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	平成31年4月1日付けで上水道事業から簡易水道事業へ制度移行し、簡易水道事業における財源でのメリットを有効活用している。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>実施期間内は1年ごとの経営状況を確認するとともに、事業計画や人員計画に大きな変更が生じた場合には経営の安定性や料金改定の必要性について再検討を行う。</p> <p>なお、本計画では水道料金を現状維持として収入の試算をしているが、収入の不足が改善される見通しが立たない場合には料金改定等の対応が必要となる。</p> <p>そして令和4年の総務省通知「経営戦略」の改定推進についてを鑑み、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要である。</p>
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円(税込))

区 分	年 度	実 績			決算見込	予算案	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		令和2	令和3	令和4	2023 (令和5)	2024 (令和6)	(令和7)	(令和8)	(令和9)	(令和10)	(令和11)	(令和12)	(令和13)	(令和14)	(令和15)
資本的収入	1. 企業債	151,400	111,500	105,400	57,200	79,700	89,000	17,000	115,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金						1,420	7,958	9,797	10,248	10,849	11,691	12,648	12,923	13,212
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	41,184			19,069										
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	6,020					3,800	3,600	3,700				2,400		4,200
	9. その他														
計 (A)	198,604	111,500	105,400	76,269	79,700	94,220	28,558	128,497	55,248	55,849	56,691	60,048	57,923	62,412	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	198,604	111,500	105,400	76,269	79,700	94,220	28,558	128,497	55,248	55,849	56,691	60,048	57,923	62,412	
資本的支出	1. 建設改良費	204,343	121,672	114,329	84,518	92,036	89,200	17,400	115,900	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	うち職員給与費														
	2. 企業債償還金	5,888	9,639	13,168	13,060	13,600	15,912	25,902	28,830	29,571	29,690	30,568	30,976	27,315	23,718
	既存企業債	5,888	9,639	13,168	13,060	13,600	15,912	25,902	28,830	29,571	28,749	28,285	27,159	23,102	17,484
	新規企業債										941	2,283	3,817	4,213	6,234
	3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金															
5. その他															
計 (D)	210,231	131,311	127,497	97,578	105,636	105,112	43,302	144,730	74,571	74,690	75,568	75,976	72,315	68,718	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	11,627	19,811	22,097	21,309	25,936	10,892	14,744	16,233	19,323	18,841	18,877	15,928	14,392	6,306	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		6,091	11,704	13,626	17,569	2,783	13,162	5,697	15,232	14,750	14,786	11,837	10,301	2,215
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	11,627	13,720	10,393	7,683	8,367	8,109	1,582	10,536	4,091	4,091	4,091	4,091	4,091	4,091
計 (F)	11,627	19,811	22,097	21,309	25,936	10,892	14,744	16,233	19,323	18,841	18,877	15,928	14,392	6,306	
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	348,777	450,638	542,870	587,010	653,110	726,198	717,296	803,466	818,895	834,205	848,637	862,661	880,346	901,628	

○他会計繰入金

区 分	年 度	実 績			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		令和2	令和3	令和4	(令和5)	(令和6)	(令和7)	(令和8)	(令和9)	(令和10)	(令和11)	(令和12)	(令和13)	(令和14)	(令和15)
収益的収支分		974	731	1,074	1,202	1,720	3,288	4,881	5,161	7,199	7,969	8,719	9,446	10,148	10,837
	うち基準内繰入金	974	731	1,074	1,202	1,720	3,288	4,881	5,161	7,199	7,969	8,719	9,446	10,148	10,837
	うち基準外繰入金														
資本的収支分							1,420	7,958	9,797	10,248	10,849	11,691	12,648	12,923	13,212
	うち基準内繰入金						1,420	7,958	9,797	10,248	10,849	11,691	12,648	12,923	13,212
	うち基準外繰入金														
合 計	974	731	1,074	1,202	1,720	4,708	12,839	14,958	17,447	18,818	20,410	22,094	23,071	24,049	

原価計算表

布設年月日 昭 和 26 年 4 月 1 日
 給水人口 3,392人(令和4年度末)
 計算期間 自令和6年4月 至令和16年3月
 (10年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績(R4)	投資・財政計画計上額(A) (R6~15の平均)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 80,449	千円 66,817	千円	千円 66,817
給 水 装 置 工 事 費	632	985		985
そ の 他	13,878	25,890	6,937	18,953
合 計	94,958	93,692	6,937	86,755

支 出 の 部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)	
取水・貯水及び導水費	人 件 給 料	千円	千円	千円	千円
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	電 力 費				0
	修 繕 費				0
	用 水 費				0
	減 価 償 却 費	2,958	3,292		3,292
	そ の 他	2,417	2,922		2,922
小 計	5,375	6,214	0	6,214	
浄水及び送水費	人 件 給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	浄 水 用 薬 品 費	444	537		537
	電 力 費				0
	修 繕 費	1,177	2,671		2,671
	減 価 償 却 費	5,592	6,224		6,224
	そ の 他	4,570	5,524		5,524
小 計	11,784	14,956	0	14,956	
配 水 費	人 件 給 料	7,042	7,369		7,369
	諸 手 当	4,217	3,483		3,483
	福 利 費	3,764	3,109		3,109
	電 力 費	1,320	1,873	1,676	197
	修 繕 費	1,117	2,535	2,268	267
	減 価 償 却 費	30,502	33,949		33,949
	そ の 他	2,768	3,346	2,993	352
	小 計	50,729	55,664	6,937	48,727

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
給水装置工事費	人 給 料			0
	件 諸 手 当			0
	費 福 利 費			0
	材 料 費	327	395	395
そ の 他	275	332	332	
小 計	602	727	0	727
一 般 管 理 費	人 給 料			0
	件 諸 手 当			0
	費 福 利 費			0
	備 品 費	495	598	598
	消 耗 品 費			0
	通 信 運 搬 費	221	267	267
	光 熱 費			0
	修 繕 費	190	431	431
	公 課			0
	支 払 利 息	1,083	11,665	11,665
減 価 償 却 費	9,893	11,011	11,011	
そ の 他	7,191	8,693	8,693	
小 計	19,072	32,664	0	32,664
合 計 (Y)	87,561	110,225	6,937	103,288

資 産 維 持 費 (Z)	33,254
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	136,542

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.49

<料金水準についての説明>

今後の給水人口の減少見込みに伴い、料金収入は80百万円から67百万円へと減少する一方、支出に関しては最近の物価高騰の影響を考慮すると、やや増加が見込まれる。このため、収益的収支は赤字に転じ、赤字幅は年々拡大するものと見込まれる。

収益的収支の赤字を解消するためには、2026(令和8)年度以降、料金改定率50%の必要がある。なお、資産維持費※を考慮する場合には、より大きな改定率となる(料金改定率100%(現行料金の2倍)は必要となる)。

※資産維持費は償却対象資産(R4末)の3%とした。3%は日本水道協会「水道料金算定要領」より。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。